

子どもの権利委員会

第 65 会期（2014 年 1 月 13－31 日）

CRC/C/58/Rev.3（2015 年 3 月 3 日／原文英語）

日本語訳：[平野裕二](#)

子どもの権利に関する条約第 44 条第 1 項(b)に基づいて締約国が提出する
定期報告書の報告の形式および内容に関する条約別指針

1. 序および報告の目的

1. 子どもの権利条約第 44 条に基づき、各締約国は、条約に基づく義務を実施するためにとられた措置に関する報告書を子どもの権利委員会に提出することを約束している。第 1 回報告書はその締約国について条約が効力を生じたときから 2 年以内に提出するものとされ、その後、定期報告書を 5 年ごとに提出するものとされている。この指針は定期報告書に適用されるものである。条約に基づく第 1 回報告書をまだ提出していない締約国は第 1 回報告書に関する指針¹を参照するよう求められる。

2. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書（OPSC）ならびに武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書（OPAC）は、各締約国に対し、それぞれ選択議定書の規定を実施するためにとられた措置についての報告を要求している²。各選択議定書に基づく第 1 回報告書は、関連する選択議定書がその締約国について効力を生じたときから 2 年以内に提出するものとされている。締約国は、OPSC および OPAC に基づく第 1 回報告書を起草する際、関連の選択議定書に特化した指針³にしたがうことが求められる。両選択議定書は批准したものの条約を批准していない締約国も、OPSC および OPAC に基づく第 1 回報告書を起草する際、それぞれの選択議定書に特化した指針にしたがうべきである。

3. 両選択議定書に基づく第 1 回報告書を提出した締約国は、条約第 44 条に基づいて委員会に提出する定期報告書に、両選択議定書の実施に関する最新の情報を記載するものとする。本指針において両選択議定書に言及している節は、両選択議定書に基づく第 1 回報告書をすでに提出した締約国に向けたものである。

4. 条約の締約国であって両選択議定書のいずれかまたは双方をまだ批准していない国は、条約の実施に関する報告については本指針にしたがうものとし、両選択議定書に関連する情報は無視すべきである。

5. 子どもの権利条約に特化したものである本指針は、「国際人権条約に基づく報告に関する調和化指

¹ CRC/C/5. [訳注／[日本語訳](#)も参照]

² OPSC 第 12 条および OPAC 第 8 条参照。

³ 委員会は、子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書についての改訂報告指針（CRC/C/OPSC/2）を 2006 年 9 月に、武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書についての改訂報告指針（CRC/C/OPAC/2）を 2007 年 9 月に、採択した。

針（共通コアドキュメントおよび条約別の文書に関する指針を含む）」（HRI/GEN/2/Rev.6、第1章、最新改訂 2009 年）にしたがって策定されたものであり、同調和化指針に掲げられた、共通コアドキュメントの作成および提出に関する指針とあわせて適用することが求められる。この2つの指針は、あわせて子どもの権利条約および両選択議定書に基づく報告の基礎となるものである。条約に基づく報告書は2つの文書、すなわち共通コアドキュメントおよび条約別文書（「条約別報告書」という）から構成される。2014年1月31日に採択された本指針は、子どもの権利委員会が2010年10月1日（CRC/C/58/Rev.2）および2005年6月3日（CRC/C/58/Rev.1）に採択した指針に代わるものである。

6. 締約国は、調和化指針に掲げられた一般的な指針および要件、とくに報告プロセス（第I節）、報告書の形式（第II節）、報告書の内容（第III節）および国内レベルでの報告プロセス（パラ45）に関する指針および要件を考慮することが求められる。

II. 共通コアドキュメント

7. 共通コアドキュメントは、調和化指針にしたがって委員会に提出される報告書の不可欠な一部をなすものである。共通コアドキュメントには、報告国についての一般的情報、人権の保護および促進に関する一般的枠組み〔についての情報〕ならびに差別の禁止、平等および効果的救済措置についての情報を記載することが求められる。総会決議 68/268（パラ16）にしたがい、共通コアドキュメントは42,400語を超えるべきではない。

8. 一般論として、共通コアドキュメントに掲げられた情報は、委員会に提出する条約別報告書で繰り返すべきではない。締約国は、条約別報告書を提出する際、共通コアドキュメントの情報を更新することが求められる。調和化指針パラ27にしたがい、委員会は、共通コアドキュメントに記載された情報が古くなっていると考えるときは共通コアドキュメントの更新を要請する場合がある。

9. 委員会は、締約国が共通コアドキュメントを提出していないとき、または共通コアドキュメントの情報が最新のものでないときは、あらゆる関連の情報が条約別報告書に記載されなければならないことを強調する。

III. 条約別報告書

A. 形式および内容

10. 本指針は条約別定期報告書の作成に関するものである。条約別報告書には、報告国における条約の実施および両選択議定書（該当する場合）の実施に関連する情報を記載することが求められる。総会決議 68/268（パラ16）にしたがい、条約別報告書は21200語を超えるべきではなく、かつマイクロソフト Word 形式で提出されるべきである。

11. 委員会は、条約および両選択議定書（該当する場合）の規定の実施に関して締約国が提供する情報においては、委員会が前回は行った関連の勧告に具体的に言及し、かつ当該勧告について実際にどのような対応がとられたかについての詳細を記載するべきであることを強調する。勧告が実施されてこなかった理由の説明および直面した主要な障壁についての詳細が、当該詳細を克服するために構想されている措置に関する情報とともに、提供されるべきである。

12. 条約別報告書には、委員会が採択した関連の一般的意見との関係における条約および両選択議定書（該当する場合）の規定の実施に関する情報、ならびに、法律、法制度、判例、制度的枠組み、政策およびプログラムが、締約国の管轄内にある子どもに、乳幼児期から思春期までのさまざまな年齢層および子どもが有する特別なニーズごとにどのように影響を及ぼしているかに関する、より分析的な性質の情報も記載することが求められる。人権保護のための一般的枠組みについて共通コアドキュメントに記載されている情報は、繰り返すべきではない。

13. 締約国は、条約別報告書において共通コアドキュメントに記載された情報を参照するよう求める場合、当該情報が提供されている共通コアドキュメントの параグラフを正確に示すことが求められる。

14. 一般的な統計的情報は共通コアドキュメントに記載されるべきであるが、条約別報告書には、条約および両選択議定書（該当する場合）の実施に関連する具体的なデータおよび統計（年齢、性別その他の関連する基準によって細分化されたもの）を記載することが求められる。締約国は、本指針の付属文書で示されている統計的情報を記載するべきである。統計は、委員会の作業言語（英語、フランス語またはスペイン語）のいずれかで、別添の付属文書として提出することが求められる。資源の制約から、付属文書の翻訳は行なわれない。

15. 各国は、委員会の作業言語のいずれかで利用可能とされている場合には、報告書で言及した立法上、司法上、行政上その他の文書の写しを別途提出することもできる。これらの文書は翻訳されず、かつ配布のために複製されることもないが、委員会の参照に供される。

16. 条約別報告書においては、締約国の前回の定期報告書が委員会によって審査されたときから現在の報告書が提出されるときまでの期間を対象とすることが求められる。

B. 報告書に記載されるべき実質的情報

17. 条約別報告書には、委員会が定めた諸権利の「クラスター」（後掲）にしたがって情報を記載することが求められる。締約国は、条約および両選択議定書（該当する場合）の規定が全面的に尊重される状態の達成について見られた進展および直面した課題を明らかにするべきである。とくに、締約国は、委員会の前回の総括所見に掲げられた勧告を実施するためにとった措置について、諸権利の各クラスターとの関連で具体的情報を提供するよう求められる。両選択議定書の規定の実施との関連で求められる情報については具体的に明らかにする⁴。

1. 実施に関する一般的措置（条約第4条、第42条および第44条第6項）

18. 条約別報告書の本節には、条約および選択議定書に関連する具体的な留保および宣言についての情報ならびに当該留保および宣言を限定しまたは撤回するための努力についての情報を記載することが求められる。条約または両選択議定書（該当する場合）のいずれかの条文に関するいかなる留保または宣言についてもその理由が説明されるべきであり、かつそれを維持するか否かが明らかにされるべきである。武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書（OPAC）の締約国であって、自国の軍隊への自発的入隊の最低年齢に関する拘束力のある宣言（第3条）において18歳未満の年齢を明ら

⁴ 条約別報告書で両選択議定書についての情報を提供する締約国は、何を記載すべきかに関する指針として、両選択議定書についての報告指針を参照してもよい。

かにした国は、当該最低年齢の引上げが行なわれたか否かを明らかにするよう求められる。

19. 本節において、締約国は、条約および両選択議定書（該当する場合）との関係で、次の点に関する最新の関連情報を提供するよう求められる。

- (a) 国内法および国内実務を再検討し、かつ条約および両選択議定書に全面的に一致させるためにとられた措置。OPAC および OPSC の締約国は、各選択議定書について関連する刑法上の規定および適用されるその他の法律の規定の詳細を提供するよう求められる。
- (b) 子どものための包括的な国家的戦略およびこれに対応する行動計画が採択されたか、ならびに、当該戦略等がどの程度実施されかつ評価されたか。当該戦略等が全般的な開発戦略および公共政策の一部に（どのように）位置づけられているか。当該戦略等が具体的な部門別戦略および計画と（どのように）関連しているか。連邦政府の場合、子どものための計画が連邦または中央のレベルを超えて（どの程度）適用されているか。
- (c) 条約および両選択議定書の実施を調整する全般的責任はどの政府機関が有しているか、および、当該政府機関はどの程度の権限を与えられているか。
- (d) 条約および両選択議定書の実施のために配分されている予算は明確に特定されており、かつ、子どものための包括的な国家的戦略およびこれに対応する計画との関連でモニタリングが可能とされているか。
- (e) 国際援助および開発援助は、条約、両選択議定書ならびに関連の国家的戦略および計画の実施のためにとくに提供されているか。
- (f) 条約および両選択議定書の実施を監視するための独立した国内人権機関は設置されたか、および、当該機関は子どもまたはその代理人による個別の苦情を受理しているか。OPAC の締約国は、軍学校および軍隊を監視する権限が当該機関に与えられているか否か、および、軍隊への自発的入隊が 18 歳未満で認められるか否かについて明らかにするよう求められる。
- (g) 条約およびその選択議定書の原則および規定を、広報、研修および学校カリキュラムへの統合を通じておとなおよび子どもに対して同様に広く知らせるためにとられた措置。
- (h) 報告書および総括所見を、公衆一般、市民社会、企業団体、労働組合、宗教団体、メディア等が適宜広くできるようにするために行なわれているまたは予定されている取り組み。
- (i) 非政府組織ならびに子どもグループおよび若者グループを含む市民社会組織とどのように協力しており、かつ、条約および両選択議定書の実施の計画および監視にこれらの組織がどの程度関与しているか。

20. このクラスターにおいて、締約国は、子どもによる権利の享有に影響を及ぼす可能性のある企業（とくに天然資源利用業、製薬業および農産業）の活動が評価の対象とされているか、ならびに、当該影響を調査し、判断し、是正しかつ規制するための措置がとられているかについての情報を提供するよう求められる。

21. このクラスターにおいて、締約国はまた、委員会の一般的意見のうち、[子どもの権利の保護および促進における独立した国内人権機関の役割](#)についての 2 号（2002 年）、[子どもの権利条約の実施に関する一般的措置](#)についての 5 号（2003 年）および[企業セクターが子どもの権利に与える影響に関わる国の義務](#)についての 16 号（2013 年）も考慮に入れるよう求められる。

2. 子どもの定義（第1条）

22. 本節において、締約国は、国内法令上の子どもの定義に関わる条約第1条についての、関連の最新情報を提供するよう求められる。成年が18歳未満である場合、締約国は、すべての子どもがどのように18歳に達するまで保護されかつ条約上の利益を享有しているか、明らかにするべきである。締約国は、国内法における女子および男子の最低婚姻年齢を明らかにするよう求められる。

3. 一般原則（第2条、第3条、第6条および第12条）

23. このクラスターにおいて、締約国は次の点に関して関連の情報を提供するよう求められる。

- (a) 差別の禁止（第2条）
- (b) 子どもの最善の利益（第3条）
- (c) 生命、生存および発達に対する権利（第6条）
- (d) 子どもの意見の尊重（第12条）

24. 差別を防止し（第2条）、かつ不利な状況に置かれた子どもが自己の権利を享有しかつ行使できることを確保するためにとられた特別措置意図して、共通コアドキュメントに記載された情報を補完する情報が提供されるべきである。適切なときは、ジェンダーに基づく差別と闘うための措置、ならびに、障害のある子ども、マイノリティに属する子どもおよび先住民族である子どもによる権利の全面的共有を確保するためにとられた措置についての情報を提供することが求められる。

25. 締約国は、効力を有している立法上、司法上、行政上その他の措置、とくに子どもの最善の利益（第3条）および子どもの意見の尊重（第12条）の原則が立法上、行政上および司法上の決定においてどのように扱われ、かつ実施されているかについての情報を提供するよう求められる。

26. 生命、生存および発達に対する権利（第6条）に関しては、子どもがこの権利を差別なく享有することを確保するためにとられた措置についての情報が提供されるべきである。締約国は、次の目的のためにとられた措置を明らかにするよう求められる。

- (a) 18歳未満の者が行なった犯罪について死刑が科されないことを保障するための措置
- (b) 子どもの死亡および超法規的殺害を登録するための措置
- (c) 子どもの自殺を防止し、かつ新生児殺を根絶するための措置ならびに子どもの生命、生存および発達に対する権利に影響を及ぼす他の関連の問題に関する措置

27. このクラスターにおいて、締約国は、委員会の一般的意見のうち、[自己の最善の利益を第一次的に考慮される子どもの権利](#)についての3号（2013年）、[意見を聴かれる子どもの権利](#)についての12号（2009年）および[先住民族の子どもとその条約上の権利](#)についての11号を考慮に入れるよう求められる。

4. 市民的権利および自由（第7条、第8条および第13～17条）

28. このクラスターにおいて、締約国は次の点に関して関連の最新情報を提供するよう求められる。

- (a) 名前および国籍（第7条）
- (b) アイデンティティの保全（第8条）

- (c) 表現の自由および情報を求め、受けかつ伝える権利（第 13 条）
- (d) 思想、良心および宗教の自由（第 14 条）
- (e) 結社および平和的集会の自由（第 15 条）
- (f) プライバシーの保護および肖像の保護（第 16 条）
- (g) 多様な情報源からの情報へのアクセスおよび子どもの福祉に有害な資料からの保護（第 17 条）

29. 適切なときは、子どもの権利の促進および保護との関連でメディアが果たしている特別な役割についての情報を提供することもできる。

5. 子どもに対する暴力（第 19 条、第 24 条第 3 項、第 28 条第 2 項、第 24 条、第 37 条(a) および第 39 条）

30. このクラスターにおいて、締約国は次の点に関して関連の最新情報を提供するように求められる。

- (a) 虐待およびネグレクト（第 19 条）
- (b) 女性性器切除ならびに早期婚および強制婚を含む（ただしこれに限られない）あらゆる形態の有害慣行を禁止しかつ解消するための措置（第 24 条第 3 項）
- (c) 性的搾取および性的虐待（第 34 条）
- (d) 拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰（体罰を含む）を受けない権利（第 37 条(a)および第 28 条第 2 項）
- (e) 被害を受けた子どもの身体的および心理的回復ならびに社会的再統合（第 39 条）を促進するための措置
- (f) 子どものためのヘルプラインが利用できるか否か

31. このクラスターにおいて、締約国は、委員会の一般的意見のうち、[体罰その他の残虐なまたは品位を傷つける形態の罰から保護される子どもの権利](#)についての 8 号（2006 年）、[あらゆる形態の暴力からの自由に対する子どもの権利](#)についての 13 号（2011 年）、および、[有害慣行](#)に関する合同一般的勧告／意見（女性差別撤廃委員会の合同一般的勧告 31 号／子どもの権利委員会の一般的意見 18 号、2014 年）を考慮に入れるよう求められる。

6. 家庭環境および代替的養護（第 5 条、第 9 条～11 条、第 18 条第 1 項および第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 25 条ならびに第 27 条第 4 項）

32. このクラスターにおいて、締約国は、次の点に関して、効力を有している主要な立法上、司法上、行政上その他の措置についての関連の最新情報を提供するように求められる。

- (a) 家庭環境、および、子どもの発達しつつある能力に一致したやり方による親の指導（第 5 条）
- (b) 両親の共通の責任、両親に対する援助および保育サービスの提供（第 18 条）
- (c) 親からの分離（第 9 条）
- (d) 家族再統合（第 10 条）
- (e) 子どもの扶養料の回復（第 27 条第 4 項）
- (f) 家庭環境を奪われた子ども（第 20 条）
- (g) 措置の定期的審査（第 25 条）
- (h) （国内および国際）養子縁組（第 21 条）

- (i) 不法移送および不返還（第 11 条）
- (j) 親が収監された子どもおよび母親とともに刑務所で生活している子どもの保護を確保するための措置

33. このクラスターにおいて、締約国は、[乳幼児期における子どもの権利の実施](#)についての委員会の一般的意見 7 号（2005 年）を考慮に入れるとともに、子どもの代替的養護に関する指針（総会決議 64/142 付属文書）を考慮するよう求められる。

7. 障害、基礎保健および福祉（第 6 条、第 18 条第 3 項、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条第 1～3 項および第 33 条）

34. このクラスターにおいて、締約国は、障害のある子どもについて、ならびに、あらゆる種類のサービス、移動手段および制度へのアクセスならびにとくに教育および文化的活動へのアクセスを通じてその尊厳、自立およびコミュニティへの積極的参加を確保するためにとられた措置について、関連の最新情報を提供するよう求められる（第 23 条）。

35. このクラスターにおいて、締約国は次の点に関して関連の最新情報を提供するよう求められる。

- (a) 生存および発達（第 6 条第 2 項）
- (b) 健康および保健サービス（とくにプライマリーヘルスケア）（第 24 条）
- (c) もっとも広がっている健康上の課題に対応するための取り組み、子どもの身体的および精神的健康および福祉を促進するための取り組み、ならびに、感染症および非感染性疾患を予防しかつこれに対応するための取り組み
- (d) 青少年のリプロダクティブヘルスに関わる権利、および、健康的なライフスタイルを促進するための措置
- (e) 子どもを有害物質濫用から保護するための措置（第 33 条）

36. このクラスターにおいて、締約国は次の点に関する情報も提供するよう求められる。

- (a) 社会保障ならびに保育サービスおよび保育施設（第 26 条および第 18 条第 3 項）
- (b) 生活水準について、ならびに、子どもの身体的、精神的、霊的、道徳的および社会的発達を確保するためならびに貧困および不平等を削減するためにとられた措置（栄養、衣服および住居に関わる物質的援助および支援プログラムを含む）（第 27 条第 1～3 項）

37. このクラスターにおいて、締約国は、委員会の一般的意見のうち、[HIV/AIDS と子どもの権利](#)についての 3 号（2003 年）、[子どもの権利条約の文脈における思春期の健康と発達](#)についての 4 号（2003 年）、[障害のある子どもの権利](#)についての 9 号（2006 年）および[到達可能な最高水準の健康を享受する子どもの権利（第 24 条）](#)についての 15 号（2013 年）を考慮に入れるよう求められる。

8. 教育、余暇および文化的活動（第 28 条～31 条）

38. このクラスターにおいて、締約国は、次の点に関連して、子ども（とくに不利な状況および脆弱な状況に置かれた子ども）によるそれぞれの権利の全面的享有を乳幼児期から高等段階ならびに職業教育および職業訓練に至るまで確保するための法律および政策、その実施、質の基準、財源および人的資源ならびにその他の措置に関する、関連の最新情報を提供するよう求められる。

- (a) 教育に対する権利（職業上の訓練および指導を含む）（第 28 条）
- (b) 教育の目的（第 29 条）（教育の質にも言及すること）
- (c) 先住民族集団およびマイノリティ集団に属する子どもの文化的権利（第 30 条）
- (d) 人権教育および公民教育
- (e) 休息、遊び、余暇、レクリエーションならびに文化的活動および芸術的活動（第 31 条）

39. このクラスターにおいて、締約国は、委員会の一般的意見のうち、教育の目的についての 1 号（2001 年）、乳幼児期における子どもの権利の実施についての 7 号（2005 年）、障害のある子どもの権利についての 9 号（2006 年）ならびに休息、余暇、遊び、レクリエーション活動、文化的生活および芸術に対する子どもの権利（第 31 条）についての 17 号（2013 年）を考慮に入れるよう求められる。

9. 特別な保護措置（第 22 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条 (b)~(d) および第 38 条~40 条）

40. このクラスターにおいて、締約国は、次の子どもを保護するためにとられた措置に関する関連情報を提供するよう求められる。

- (a) 出身国外にあって難民としての保護を求めている子ども（第 22 条）、保護者のいない庇護希望者である子ども、国内避難民である子ども、移住者である子どもおよび移住の影響を受けている子ども
- (b) マイノリティ集団または先住民族集団に属する子ども（第 30 条）
- (c) 路上の状況にある子ども
- (d) 搾取の状況にある子ども（その身体的および心理的回復ならびに社会的再統合のための措置を含む）
 - (i) 児童労働を含む経済的搾取（第 32 条）（適用される最低年齢に具体的に言及するものとする）
 - (ii) 麻薬および向精神薬の不法な生産および取引における子どもの使用（第 33 条）
 - (iii) 性的搾取および性的虐待（第 34 条）
 - (iv) 売買、取引および誘拐（第 35 条）
 - (v) その他の形態の搾取（第 36 条）
- (e) 法に抵触した子ども、犯罪の被害者および証人である子どもならびに少年司法
 - (i) 少年司法の運営（第 40 条）、別に設けられた特別裁判所の有無および適用される最低刑事責任年齢
 - (ii) 自由を奪われた子ども、および、子どものいかなる逮捕、拘禁または収監も最後の手段としてかつもっとも短い期間で用いられ、かつ法的その他の援助が速やかに提供されることを確保するための措置（第 37 条(b)~(d)）
 - (iii) 少年の刑（とくに死刑および終身刑の禁止）（第 37 条(a)）ならびに修復的アプローチに基づく代替的制裁の有無
 - (iv) 身体的および心理的回復ならびに社会的再統合（第 39 条）
 - (v) 条約、両選択議定書（該当する場合）および少年司法分野における他の関連の国際文書（子どもの犯罪被害者及び証人に関わる事項における正義についてのガイドライン（経済社会

理事会決議 2005/20 付属文書) を含む) についての、少年司法制度に関与するすべての専門家 (裁判官、検察官、弁護士、法執行官、出入国管理官およびソーシャルワーカーを含む) を対象とする研修活動の発展

- (f) 武力紛争下の子ども (第 38 条) (身体的および心理的回復ならびに社会的再統合 (第 39 条) を含む)

41. このクラスターにおいて、締約国は、委員会の一般的意見のうち、[出身国外にあって保護者のいない子どもおよび養育者から分離された子どもの取扱い](#)についての 6 号 (2005 年)、[少年司法における子どもの権利](#)についての 10 号 (2007 年) および[先住民族の子どもとその条約上の権利](#)についての 11 号 (2009 年) を考慮に入れるよう求められる。

10. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書のフォローアップ

42. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書の締約国は、次の点に関する情報を提供するよう求められる。

- (a) 選択議定書に基づく委員会の前回の勧告の実施。
- (b) 選択議定書の実施に向けてとられた法律上および政策上の措置に関わる重要な進展 (第 2 条および第 3 条に定義されたすべての行為が締約国の刑法に編入されたか否かおよび当該犯罪についての域外裁判権が行使されたか否かを含む)。
- (c) 選択議定書上の犯罪についての法人の責任を確立するためにとられた措置。
- (d) 防止措置、および、選択議定書上の犯罪の有害な影響に関する意識の促進。
- (e) 選択議定書上の犯罪の被害を受けた子どもの社会的再統合ならびに身体的および心理的回復に対応するためならびにこのような子どもが賠償請求手続にアクセスできることを確保するためにとられた措置。
- (f) 選択議定書で禁じられている慣行の被害者および/または証人である子どもを刑事司法手続のあらゆる段階で保護するためにとられた措置。
- (g) 選択議定書で対象とされている犯罪の防止、摘発、捜査、訴追および処罰に関わる国際協力を国内機関および関連の地域機関もしくは国際機関ならびに関連の国内のおよび国際的非政府組織の間で促進するための取り組み。
- (h) 選択議定書で対象とされている犯罪の被害者の身体的および心理的回復、社会的再統合ならびに帰還の援助を目的とした国際協力を支援するためにとられた措置、および、国際機関の活動に対する支援。

11. 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書のフォローアップ

43. 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書の次の点に関する情報を提供するよう求められる。

- (a) 選択議定書に基づく委員会の前回の勧告の実施。
- (b) 義務的徴募に関する最低年齢。
- (c) 自発的入隊に関する最低年齢。

- (d) 選択議定書の実施に向けてとられた法律上および政策上の措置に関わる重要な進展、および、これらの犯罪についての裁判権が行使されたか否か（域外的行使を含む）。
- (e) 子どもが敵対行為に直接参加したか否か。
- (f) 徴募されまたは敵対行為において使用された子どもの身体的および心理的回復に対応するために、とくに技術的協力および資金的援助を通じてとられた措置。
- (g) 武力紛争の影響を受けた子どもを特定する目的で庇護希望者および移住者である子どものスクリーニングが実施されているか否か、ならびに、そのように特定された子どもに対して身体的および心理的回復のための十分な援助が提供されているか否か。
- (h) 子どもが、徴募されまたは敵対行為において使用された際に行なった戦争犯罪について罪を問われたか否か。

付属文書

子どもの権利に関する条約第 44 条第 1 項(b)に基づいて締約国が提出する 定期報告書への統計情報およびデータの記載に関する指針

I. 序

1. 締約国は、定期報告書の作成にあたり、形式および内容に関する条約別指針にしたがうとともに、この付属文書で説明されているとおり、年齢または年齢層、性別、所在地（農村部または都市部）、マイノリティ集団もしくは先住民族集団、民族、宗教、障害または適切と考えられる他のカテゴリーごとに細分化された統計的情報およびデータを適宜記載するよう求められる。

2. 締約国が提供する統計的情報および細分化されたデータは、前回の報告書が検討されて以降の期間を対象としたものであるべきである。報告対象期間中の推移を示す表の掲載が推奨されることもあり、また報告対象期間に生じた重要な変化についても説明またはコメントを行うことが求められる。

II. 報告書で提供されるべき統計的情報

A. 実施に関する一般的措置（条約第 4 条、第 42 条および第 44 条第 6 項）

3. 締約国は、報告対象期間中の支出総額と関連させながら、社会サービスのための資源配分に関する情報を提供するよう求められる。

- (a) 家族手当および／または子ども手当、条件付現金給付制度
- (b) 保健サービス（とくにプライマリーヘルスサービス）
- (c) 乳幼児期の発達（ケアおよび教育）
- (d) 教育（初等・中等教育）、職業教育および職業訓練、特別教育
- (e) 子どもの保護のための措置（暴力、児童労働および性的搾取の防止ならびにリハビリテーションのためのプログラムを含む）

4. 締約国は、子どもとともにおよび子どものために活動する専門家を対象として実施された、条約に関する研修についての統計データを提供するよう求められる。これには次の専門家が含まれるが、これに限るものではない。

- (a) 司法職員（裁判官を含む）
- (b) 法執行官
- (c) 教職員
- (d) 保健従事者
- (e) ソーシャルワーカー

B. 子どもの定義（第 1 条）

5. 締約国は、締約国に住んでいる 18 歳未満の子ども的人数および割合に関する、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータ、ならびに、婚姻している子ども的人数に関する、年齢その他の関連の基準（都市部／農村部、民族、マイノリティ集団または先住民族集団）によって細分化されたデ

ータを提供するよう求められる。

C. 一般原則（第2条、第3条、第6条および第12条）

1. 生命、生存および発達に対する権利（第6条）

5. 締約国は、次の原因による18歳未満の者の死亡について、前掲パラ1で述べたとおりに細分化されたデータを提供するよう勧告される。

- (a) 非司法的処刑、略式処刑または恣意的処刑
- (b) 死刑
- (c) HIV/AIDS、マラリア、結核、ポリオ、肝炎および急性呼吸器感染症を含む疾病
- (d) 交通事故その他の事故
- (e) 犯罪その他の形態の暴力
- (f) 自殺

2. 子どもの意見の尊重（第12条）

7. 締約国は、次の点に関するデータを提供するよう求められる。

- (a) 子ども団体および若者団体の数ならびにこれらの団体が代表している構成員の人数
- (b) 独立の生徒評議会を設けている学校数
- (c) 司法上および行政上の手続で意見を聴取された子どもの人数（その年齢に関する情報を含む）

D. 市民的権利および自由（第7条、第8条および第13～17条）

1. 出生登録（第7条）

8. 締約国は、出生後に登録された子どもの人数および割合ならびに登録時期に関する情報を提供するよう求められる。

2. 適切な情報へのアクセス（第17条）

9. 締約国は、子どもがアクセスできる図書館（移動図書館を含む）の数および情報テクノロジー設備がある学校の数についての統計を提供するよう求められる。

E. 子どもに対する暴力（第19条、第24条第3項、第28条第2項、第24条、第34条および第37条(a)）

1. 虐待およびネグレクト（第19条）（身体的および心理的回復ならびに社会的再統合（第39条）を含む）

10. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ1で述べたとおりに細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 親その他の親族／養育者による虐待および／またはネグレクトの被害者として報告された子どもの人数および割合
- (b) 報告された事案のうち、加害者に対する制裁その他の形態のフォローアップが行なわれたものの

件数および割合

(c) 回復および社会的再統合に関する特別なケアを受けた子どもの人数および割合

2. 拷問または他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは処罰を受けない権利（第 37 条(a)および第 28 条第 2 項）

11. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりにおよび侵害の態様別に細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 拷問被害者として報告された子どもの人数
- (b) 他の残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いまたはその他の形態の処罰（強制婚および女性性器切除を含む）の被害者として報告された子どもの人数
- (c) あらゆる場面（保育施設、学校、家庭、里親ホーム、施設および子どもにサービスを提供するその他の場所）における体罰の発生件数ならびに集団的いやがらせおよびいじめの発生件数
- (d) 前掲(a)、(b)および(c)として報告された侵害のうち、裁判所による決定またはその他の態様のフォローアップのいずれかが行なわれたものの件数および割合
- (e) 回復および社会的再統合に関する特別なケアを受けた子どもの人数および割合
- (f) 施設内暴力の防止のために実施されているプログラムの数およびこの問題に関して施設職員を対象として実施された研修の量

F. 家庭環境および代替的養護（第 5 条、第 9 条～11 条、第 18 条第 1 項および第 2 項、第 20 条、第 21 条、第 25 条ならびに第 27 条第 4 項）

1. 家族の支援（第 5 条ならびに第 18 条第 1 項および第 2 項）

12. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 親および法定保護者が子どもの養育責任を果たすにあたって適切な援助を与えることを目的としたサービスおよびプログラムの数、ならびに、これらのサービスおよびプログラムから利益を得ている子どもおよび家族の数および割合
- (b) 利用可能な保育サービスおよび保育施設の数ならびにこれらのサービスにアクセスできている子どもおよび家族の割合

2. 親のケアを受けていない子ども（第 9 条第 1～4 項、第 21 条および第 25 条）

13. 親から分離された子どもとの関連で、締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 原因別（たとえば武力紛争、貧困、差別の結果としての遺棄等）に細分化された、親のケアを受けていない子どもの人数
- (b) 裁判所による決定（とくに親による虐待もしくはネグレクトの状況、拘禁、収監、労働目的の移住、国外追放または退去強制に関わるもの）の結果として親から分離された子どもの人数
- (c) これらの子どものための施設の数（地域別）、これらの施設の定員、子ども対養育者の比率および里親ホームの数
- (d) 親から分離された子どものうち施設または里親ホームで暮らしている者の人数および割合、なら

- びに、措置期間および措置の再審査の頻度
- (e) 措置後に親と再統合した子どもの人数および割合
 - (f) 国内養子縁組、国際養子縁組またはカファラの養子縁組のプログラムの対象とされた子どもの人数（年齢別）、ならびに、関連する場合には対象となった子どもの出身国および縁組先の国に関する情報

3. 家族再統合（第 10 条）

14. 締約国は、家族再統合の目的で入国または出国した子どもの人数（難民および庇護希望者であって保護者のいない子どもの人数を含む）について、ジェンダー、年齢ならびに国民的および民族的出身ごとに細分化されたデータを提供するよう求められる。

4. 不法移送および不返還（第 11 条）

15. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりにならびに国民的出身、居住地および家族の地位ごとに細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 締約国から奪取された子どもおよび締約国に奪取されてきた子どもの人数
- (b) 逮捕された加害者の人数およびそのうち（刑事）裁判所による制裁を受けた者の割合

5. 親が収監された子ども

16. 締約国は、親が収監された子どもおよび母親とともに刑務所で生活している子どもの人数ならびにこれらの子どもの平均年齢に関する情報を提供するよう求められる。

G. 障害、基礎保健および福祉（第 6 条、第 18 条第 3 項、第 23 条、第 24 条、第 26 条、第 27 条第 1～3 項および第 33 条）

1. 障害のある子ども（第 23 条）

17. 締約国は、次の状況にある障害児の人数および割合を、前掲パラ 1 で述べたとおりにおよび障害の性質ごとに細分化された形で明らかにするよう求められる。

- (a) 親が特別な物質的、心理社会的その他の援助を受けている障害児
- (b) 施設（精神障害のある子どものための施設を含む）において、または里親ケアなど家庭外で生活している障害児
- (c) 普通学校に通っている障害児
- (d) 特別学校に通っている障害児
- (e) 学校またはこれに類する施設に通っていない障害児

2. 健康および保健サービス（第 24 条）

18. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおり細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 乳児死亡率および 5 歳未満児死亡率
- (b) 低体重出生児の割合

- (c) 中度および重度の低体重、消耗および発育不全の状態にある子どもの割合
- (d) 自殺を原因とする子どもの死亡率
- (e) 衛生設備にアクセスできない世帯および安全な飲料水にアクセスできない世帯の割合
- (f) 結核、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオおよびはしかの予防接種を完全に受けた1歳児の割合
- (g) 妊産婦死亡率（主要な死因を含む）
- (h) 産前産後の保健ケアにアクセスし、かつその利益を享受している妊産婦の割合
- (i) 病院で出生した子どもの割合
- (j) 病院におけるケアおよび分娩の訓練を受けた要因の割合
- (k) 完全母乳育児を実践している母親の割合およびその母乳育児期間

19. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ1で述べたとおりに細分化されたデータを提供するように求められる。

- (a) HIV/AIDSに感染した子どもおよびHIV/AIDSの影響を受けている子どもの人数／割合
- (b) これらの子どものうち治療、カウンセリング、ケアおよび支援を含む援助を受けている者の人数／割合
- (c) これらの子どものうち親族とともに暮らしている者、里親ケアを受けている者、施設で生活している者または路上で暮らしている者の人数／割合
- (d) HIV/AIDSのため子どもが筆頭者となっている世帯の数

20. 締約国は、思春期の健康に関連して次の点に関するデータを提供するように求められる。

- (a) 若年妊娠、性感染症、精神保健上の問題、薬物濫用およびアルコール濫用の影響を受けている思春期の子どもの、前掲パラ1で述べたとおりに細分化された人数
- (b) 思春期の健康上の問題の予防および治療を目的としたプログラムおよびサービスの数

3. 薬物および有害物質の濫用（第33条）

21. 締約国は、薬物および有害物質の濫用の被害者である子どもの人数ならびに利用可能な援助プログラムの数に関する情報を提供するように求められる。

H. 教育、余暇および文化的活動（第28条～31条）

22. 締約国は、次の点との関連で、前掲パラ1で述べたとおりに細分化されたデータを提供するように求められる。

- (a) 子どもおよび成人の識字率
- (b) 初等学校および中等学校ならびに職業訓練センターへの総・純就学率および総・純出席率
- (c) 初等学校および中等学校ならびに職業訓練センターにおける在籍継続率、修了率および移行率ならびに中退者の割合
- (d) 教員1人あたり児童生徒数の平均（相当の地域格差または農村部／都市部の格差がある場合にはそれも明らかにすること）および訓練を受けた教員の割合
- (e) 国が資金を拠出している、自分自身の言語による教育を受けている先住民族およびマイノリティの子どもの人数

- (f) ノンフォーマル教育制度で教育を受けている子どもの割合
- (g) 就学前教育施設およびその他の乳幼児期発達教育施設に通っている子どもの割合
- (h) 放課後プログラムに参加している子どもの人数／割合
- (i) コミュニティにある公共の遊び場の数（農村部か都市部かを明示すること）
- (j) 組織化された余暇、スポーツ、文化および芸術の活動に参加する子どもの人数／割合（当該活動が農村部または都市部のどちらで行なわれているかを明示すること）

I. 特別な保護措置（第 22 条、第 30 条、第 32 条、第 33 条、第 35 条、第 36 条、第 37 条(b)~(d)および第 38 条~40 条）

1. 出身国外にあって難民としての保護を求めている子ども（第 22 条）および国内避難民である子ども

23. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりにならびに出身国別、国籍別および保護者の有無別に細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 国内避難民である子ども、庇護希望者である子どもおよび難民である子どもの人数
- (b) それらの子どものうち初等学校および中等学校ならびに職業訓練センターに通っている者ならびに保健サービスその他のサービスにアクセスできている者の人数および割合
- (c) 資格認定手続の最中または終了後に失踪した子どもの人数

2. 児童労働を含む経済的搾取（第 32 条）

24. 特別な保護措置について、締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化された統計データを提供するよう求められる。

- (a) 法律で定められた最低就労年齢に達しない子どものうち、国際労働機関の最低年齢条約（1973 年、第 138 号）および最悪の形態の児童労働条約（1999 年、第 182 号）が定める児童労働に従事する者の、就労態様ごとに細分化された人数および割合
- (b) それらの子どものうち回復および再統合のための援助（無償の基礎教育および／または職業訓練を含む）にアクセスできている者の人数および割合
- (c) 路上の状況にある子どもの人数

3. 性的搾取、性的虐待および人身取引（第 34 条および第 35 条）

25. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりにおよび侵害の態様別に細分化された統計データを提供するよう求められる。

- (a) 性的搾取（買春、ポルノおよび人身取引を含む）に関与した子どもの人数
- (b) それらの子どものうちリハビリテーション・プログラムにアクセスできるようにされた子どもの人数
- (c) 報告対象期間中に報告された、子どもの性的搾取、性的虐待および売買、子どもの誘拐ならびに子どもに対する暴力の件数
- (d) それらの事件のうち制裁が科されるに至ったものの件数および割合（加害者の出身国および科された処罰の性質に関する情報を添えること）

- (e) その他の目的（労働を含む）による人身取引の対象とされた子どもの人数
- (f) 子どもの人身取引を防止し、かつその尊厳の尊重を確保するための研修を受けた国境管理官および法執行官の人数

4. 法に抵触した子どもおよび少年司法の運営（第 40 条）

26. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータ（犯罪態様別の細分化を含む）を提供するよう求められる。

- (a) 法に抵触した疑いがあることを理由に警察に逮捕された 18 歳未満の者の人数
- (b) 法的その他の援助が提供された事案の割合
- (c) 次の対応をとられた 18 歳未満の者の人数および割合
 - (i) ダイバージョン・プログラムに移送された者
 - (ii) 裁判所により有罪と認定され、かつ刑の執行猶予または自由の剥奪以外の刑罰を言い渡された者
 - (iii) 修復的アプローチに基づく代替的制裁を受けた者
 - (iv) 保護観察（プロベーション）プログラムに参加した者
- (d) 再犯率

5. 自由を奪われた子ども（いずれかの形態の拘禁、収監または収容場所への措置を含む）（第 37 条(b)~(d)）

27. 締約国は、次の点との関連で、法に抵触した子どもに関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータ（社会的地位、出身および犯罪態様別の細分化を含む）を提供するよう求められる。

- (a) 罪を犯したとして警察に通報された後、警察署での留置または未決拘禁の対象とされた 18 歳未満の者の人数およびその平均拘禁期間
- (b) 刑法に違反したとして申立てられ、罪を問われ、または認定された 18 歳未満の者をとくに対象とする施設の数
- (c) それらの施設に収容されている 18 歳未満の者の人数および平均収容期間
- (d) 成人から分離されない施設に拘禁されている 18 歳未満の者の人数
- (e) 裁判所によって有罪と認定され、かつ拘禁刑を言い渡された 18 歳未満の者の人数および割合ならびにその平均拘禁期間
- (f) 逮捕および拘禁／収監中に生じた 18 歳未満の者の虐待および不当な取扱いの報告件数

6. 武力紛争下の子ども（第 38 条）（身体的および心理的回復ならびに社会的再統合（第 39 条）を含む）

28. 締約国は、次の点に関して、前掲パラ 1 で述べたとおりに細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 軍隊に徴募されまたは自発的に入隊した 18 歳未満の者の人数および割合、ならびに、そのうち敵対行為に参加している者の割合
- (b) 武装集団または軍隊から動員解除され、かつコミュニティに再統合された子どもの人数および割合（これらの子どものうち学校に復帰した者および家族と再統合した者の割合を含む）

- (c) 武力紛争による子どもの死傷者の人数および割合
- (d) 人道援助を受けている子どもの人数
- (e) 武力紛争への関与後に身体的および心理的回復のための援助を受けている子どもの人数

7. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書

29. 子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する子どもの権利条約の選択議定書の締約国は、次の点に関して、性別、年齢、民族的集団および居住地（都市部または農村部）別に細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 子どもの売買、児童買春、児童ポルノおよび児童セックスツーリズムの報告件数
- (b) それらの事案のうち捜査が行なわれ、起訴されかつ制裁が科されたものの件数
- (c) 被害を受けた子どものうち選択議定書第9条第3項および第4項にしたがって回復のための援助または被害賠償を提供された者の人数

8. 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書

30. 武力紛争への子どもの関与に関する子どもの権利条約の選択議定書の締約国は、次の点に関して、性別、年齢および民族的集団別に細分化されたデータを提供するよう求められる。

- (a) 軍の学校に通っている生徒の人数および入学が認められる最低年齢
- (b) 子どもが徴募されまたは敵対行為で使用された可能性のある地域から締約国に入国した、子どもの庇護希望者および難民の人数
- (c) 身体的および心理的回復ならびに社会的再統合のための措置から利益を得ている子どもの人数